犯罪をした者等の公営住宅への入居（再犯防止関係）

「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月閣議決定） ⇒ 犯罪の繰り返しを食い止める**再犯防止対策の推進**

再犯防止のためには「住居と仕事を確保して安定した生活基盤を築かせる」ことが必要

◆出所者等の事情を理解した上で雇用している企業の伸び悩み

314社（H22.4.1）⇒472社（H26.4.1）　保護観察終了時、無職だった者の再犯率は、仕事についていた者の４倍

◆刑務所等から出所したものの、帰るべき場所がない者が毎年約6,400人

出所時に適当な帰る場所がなかった者の約55%は１年未満に再犯し、再入所

超党派で再犯防止を進める議員連盟

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月14日公布・施行）＜議員立法＞

＜第１５条＞ 公営住宅への入居における犯罪をした者等への特別の配慮

※犯罪をした者等・・・犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者

再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）　抜粋

Ⅱ 今後取り組んでいく施策_第２ 就労・住居の確保等のための取組（推進法第12条、第14条、第15条、第 16条、第21条関係）
_２．住居の確保等 _(2) 具体的施策_③ 地域社会における定住先の確保

ウ　公営住宅への入居における特別な配慮

国土交通省は、保護観察対象者等であることを承知して住居を提 供する場合は、上記イの法務省による継続的支援が受けられることを踏まえ、保護観察対象者等が住居に困窮している状況や、地域の実情等に応じて、保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等について検討を行うよう、地方公共団体に要請する。また、矯正施設出所者については、通常、著しく所得の低い者として、公営住宅への優先入居の取扱いの対象に該当する旨を地方公共団体に周知・徹底する。

○　再犯防止推進計画の閣議決定を受け、各地方公共団体に対し、
- 法務省による継続的支援が受けられることを踏まえ、地域の実情に応じて保護観察者等の公営住宅への入居を困難としている要件緩和の検討
- 矯正施設出所者については、通常「著しく所得の低い世帯」に該当し、特に居住の安定確保が必要な者として優先入居の取扱いが可能（公営住宅管理の適正な執行について」（平成17年12月26日付国住備第138号住宅局長通知）であること

について、通知。

※『「再犯防止等の推進に関する法律」に基づく犯罪をした者等の公営住宅への入居について』（平成29年12月15日付国住備第120号住宅局長通知）

公営住宅の優先入居

○公営住宅の入居者の募集方法については、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に困窮度が高い者について、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により、入居者の募集・選考において優先的に取り扱うこと（優先入居）が可能。

【平成２５年６月２７日付国住備第５７号住宅総合整備課長通知】

（１）優先入居の対象世帯

現在の社会経済情勢に照らし、特に居住の安定確保が必要な者として優先入居の取扱いを行うことが適当と考えられる世帯

①高齢者世帯　／　②障害者世帯　／　③著しく所得の低い世帯　／　④母子・父子世帯　／
⑤小さな子どものいる世帯や多子世帯等の住宅困窮度の高い子育て世帯　／　⑥DV被害者世帯　／
⑦犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった世帯　／　⑧中国残留邦人等世帯

（２）優先入居の方法

①倍率優遇方式

優先入居の取扱いを行う世帯の抽選における当選率を、他の一般の入居申込者より有利に取扱う方式

②戸数枠設定方式

募集を行う公営住宅の住戸の中に、優先入居の取扱いを行う世帯の戸数枠を設ける方式

③ポイント方式

住宅困窮度合の指標となる居住水準、家賃負担等の各項目について点数で評価し、合計点数の高い世帯から入居者を決定する方式。（障害者世帯同士や子育て世帯同士等であっても、障害者程度区分や子の年齢等に応じて点数に差を設けるなどの取扱いが考えられる。）

新たな住宅セーフティネット制度の概要

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度

○登録基準

- 要配慮者の入居を拒まないこと
- 面積：原則25㎡以上
  ※シェアハウスに関し、別途、専用居室面積(9㎡/人 以上) 等の基準あり
- 地方公共団体が強化・緩和可能

登録戸数　：302,341戸（R3年2月末時点）
申請済戸数：487,865戸（R3年2月末時点）

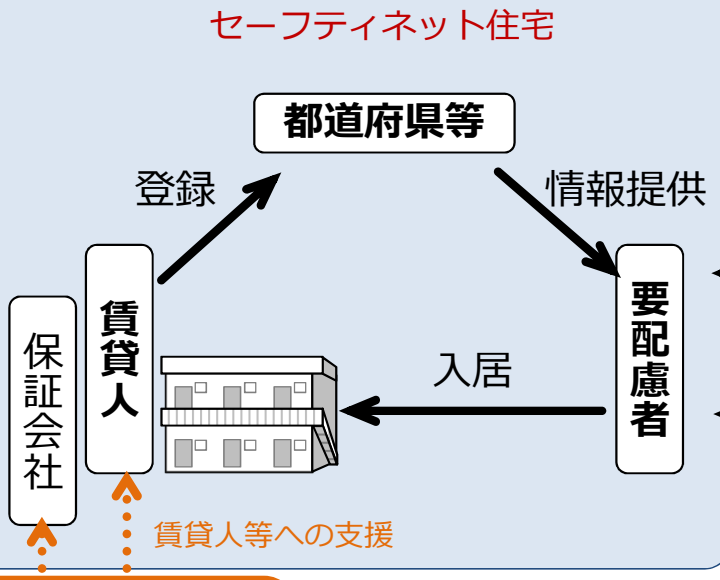

② マッチング・入居支援

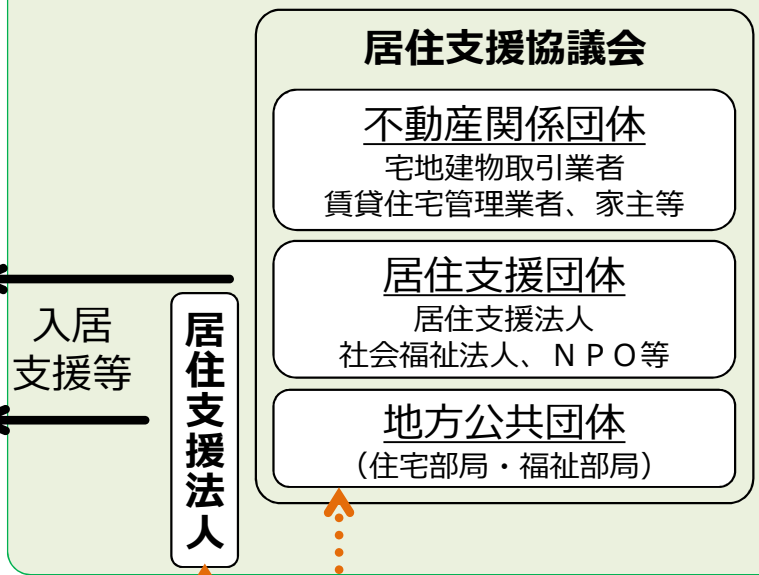

③ 国と地方公共団体等による経済的支援

○改修費補助

- 補助対象工事：
  ①シェアハウス化
  ②バリアフリー化
  ③防火・消化対策
  ④子育て世帯対応
  ⑤耐震化　　等の工事
- 補助率：国1/3、地方1/3
- 補助限度額：
  100万円/戸（国・地方計）等

○家賃低廉化補助

- 対象世帯：月収15.8万円以下の世帯
- 補助率：国1/2、地方1/2
- 補助限度額： 4万円/月（国・地方計）
- 補助期間：原則10年以内
  ※ 入居機会の公平性を確保するため、原則として、賃貸人が入居者を公募することが要件

○家賃債務保証料補助

- 対象費用：家賃債務保証料
- 補助率：国1/2、地方1/2
- 補助限度額： 6万円　（国・地方計）

○居住支援活動補助

- 対象：居住支援協議会
  居住支援法人
- 補助対象費用：
  ①制度の周知、登録促進
  ②入居時の相談、マッチング
  ③入居中の見守り、緊急対応
  ④死亡・退去時の家財整理
  等
- 補助限度額：1,000万円
  （外国人の支援の場合1,200万円）

新たな住宅セーフティネット制度の施行状況（R3.2.26時点）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律
（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

【新たな住宅セーフティネット制度の施行状況】

	施行状況	備考
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録	302，341戸 （47都道府県） ※受付・審査中の185,524戸を合わせると487,865戸	北海道3,492戸、青森県391戸、岩手県7,357戸、宮城県10,337戸、秋田県102戸、山形県368戸、福島県8,622戸、茨城県4,850戸、栃木県930戸、群馬県168戸、埼玉県41,361戸、千葉県33,669戸、東京都22,725戸、神奈川県9,384戸、新潟県34戸、富山県645戸、石川県278戸、福井県110戸、山梨県387戸、長野県554戸、岐阜県275戸、静岡県23,443戸、愛知県55,862戸、三重県406戸、滋賀県200戸、京都府5,902戸、大阪府28,432戸、兵庫県22,425戸、奈良県17戸、和歌山県198戸、鳥取県1,664戸、島根県331戸、岡山県127戸、広島県52戸、山口県883戸、徳島県102戸、香川県127戸、愛媛県201戸、高知県14戸、福岡県2,158戸、佐賀県16戸、長崎県75戸、熊本県12,989戸、大分県446戸、宮崎県29戸、鹿児島県192、沖縄県11戸
居住支援法人の指定	367者 （47都道府県）	北海道26者、青森県2者、秋田県1者、岩手県3者、宮城県7者、山形県1者、福島県6者、茨城県4者、栃木県3者、群馬県2者、埼玉県9者、千葉県17者、東京都34者、神奈川県14者、新潟県2者、富山県1者、石川県5者、福井県5者、山梨県3者、長野県1者、岐阜県4者、静岡県5者、愛知県22者、三重県3者、滋賀県3者、京都府8者、大阪府56者、兵庫県14者、奈良県6者、和歌山県7者、鳥取県2者、島根県1者、岡山県8者、広島県4者、山口県4者、徳島県1者、香川県3者、愛媛県7者、高知県3者、福岡県26者、佐賀県3者、長崎県3者、熊本県14者、大分県6者、宮崎県1者、鹿児島県2者、沖縄県5者
居住支援協議会の設立	104協議会	47都道府県 56市区町（北海道札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、日野市、狛江市、多摩市、西東京市、横浜市、鎌倉市、川崎市、小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、岐阜市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、徳島県東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市、合志市、とくのしま（徳之島町・天城町・伊仙町））
供給促進計画の策定	36都道府県 14市町	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、旭川市、盛岡市、いわき市、西東京市、横浜市、川崎市、相模原市、岡崎市、加古川市、倉敷市、福岡市、熊本市、大分市、栃木県茂木町

※家賃債務保証業者の登録：７６者